

上里町防犯のまちづくり推進条例

(目的)

第一条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、町、町民及び事業者の責務を明らかにし、防犯のまちづくりに関する施策の基本となる事項を定め、町民が安心して暮らすことができる安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪 法令に違反して、町民の生命及び財産を脅かす行為をいう。
- 二 防犯 犯罪の発生を未然に防止する活動をいう。
- 三 町民 町内に居住し、又は滞在する者をいう。
- 四 事業者 町内において商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- 五 関係機関 県、警察及び防犯推進団体をいう。

(基本理念)

第三条 犯罪のない安全で安心なまちづくりのため、町、町民、事業者及び関係機関が、その機能及び能力を生かし、自らの地域は自らで守るという連帯意識のもと、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働することにより、自主的な防犯活動が積極的に推進される地域社会を実現することを基本理念として推進するものとする。

(町の責務)

第四条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、次の各号に掲げる事項について必要な計画を策定し、施策を実施するものとする。

- 一 防犯に対する意識の啓発
- 二 町民及び事業者による自主的な防犯活動に対する支援

三 防犯を目的とする環境の整備

四 その他、条例の目的を達成するために必要な事項

(町民の責務)

第五条 町民は、基本理念に基づき、犯罪の防止に関する意識を高め、自らの安全を確保し、地域の防犯活動を推進するとともに、町が実施する防犯推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、町が実施する防犯推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(啓発及び情報提供)

第七条 町は、防犯に関する町民及び事業者の意識の高揚を図るための啓発を行うとともに、犯罪を適切かつ効果的に防止するため必要な情報の提供を行うものとする。

(推進体制の整備)

第八条 町は、町民、事業者及び関係機関と連携し、防犯の推進に関する施策について総合的かつ計画的に取り組むための体制を整備するものとする。

(委任)

第九条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。